

(様式2)

事案調書(決定会議)

審議日 令和6年10月16日

案件名	下水道使用料、簡易水道料金及びし尿・浄化槽汚泥等処理手数料に係る生活保護世帯等減免制度の見直しについて						
所管	都市建設	局	土木	部	下水道料金	課 担当者	内線
	都市建設	局	土木	部	津久井土木事務	所 担当者	外線
	環境経済	局		部	廃棄物政策	課 担当者	内線

事案概要

生活保護世帯等の下水道使用料等については、関係規則に定めた減免制度により支払を免除しているが、令和4年12月に厚生労働省所管社会保障審議会生活保護基準部会の報告書において、生活保護費に上下水道料等が含まれることが明記されたこと等を踏まえ、下水道使用料、簡易水道料金及びし尿・浄化槽汚泥等処理手数料に係る二重措置(減免)を廃止するもの。

審議事項	○各使用料等に係る減免制度の廃止、及び廃止時期、並びに経過措置の内容について
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	○二重措置の解消による受益と負担の適正化 ○一般会計から企業会計への繰入予算の軽減(下水道使用料、簡易水道料金)				
	効果測定指標	-			施策番号	-
		R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標		一般会計繰入金の減 (下水道使用料、 簡易水道料金)	一般会計繰入金の減 (下水道使用料)		

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施内容	共通	庁内調整・ 庁議	R6				
		改正規則 公布					
		議会説明 (正副議長・ 各会派代表)					
		周知期間		施行			
		下水道 使用料		経過措置	R8.4廃止 (R7.10)段階的廃止 全額→基本額のみ減免		
		簡易水道 料金		●R7.4廃止(経過措置なし)			
し尿等処理 手数料		経過措置	R8.4廃止				

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(10/7)

【下水道使用料に係る事業スケジュールについて】

- (財政課長)周知期間が11月から5か月間あり、事業廃止まで1年程度かかっている。周知期間は5か月間も必要となるのか。
- (下水道料金課長)直近で廃止している千葉市や北九州市は、要綱を改正してから廃止するまで1年半程度かけている。令和7年4月1日からは新規受付を廃止し、あわせて現在減免を受けている方に対する周知や対応を行う。生活福祉課とも連携を図り、対象者には丁寧に説明を行いたいと考え、周知期間も含めて1年程度の期間を設定している。
- (財政課長)新規の方は4月1日から受けられなくなるため、既存の方と比較して不公平に感じる可能性があるのではないか。例えば、4月1日から段階的に減免を廃止していく方が望ましいと考えるがいかがか。
- (下水道料金課長)物理的なシステム改修の課題がある。改修には6か月程度要する見込みであり、県と調整を行う時間も鑑みると周知期間の短縮は難しいと考える。
- (財政課長)システム改修の課題も含め、しっかり整理しておく必要がある。
- (政策課長)従量料金分のみ4月1日から廃止することも、システム上困難であるのか。
- (下水道料金課長)県の料金改定を踏まえた調整もあるため、難しいと考える。改修は二段階で実施する必要があり、令和7年4月からまずは従量料金分のシステム改修を依頼する想定である。市自前のシステムでないため、裁量がない。
- (総務法制課長)説明資料8ページのスケジュールに、システム改修の期間も追記した方が良い。

【簡易水道及びし尿等処理手数料に係る事業スケジュールについて】

- (財政課長)経過措置について、(減免額の世帯平均で)11,000円の簡易水道料金には設けず、7,000円程度のし尿処理手数料には設けている。こういった基準で設定しているのか。
- (廃棄物政策課長)簡易水道料金は年間11,000円、浄化槽汚泥等処理手数料はやや金額が高いが年1回程度の実施、し尿処理手数料は毎月600円程度という料金である。特に、浄化槽汚泥等処理は本人の申し込みに基づいて処理をしているため、処理の申し込みが適切に継続するよう令和7年度中に丁寧に説明する期間が必要であると考えている。
- (財政課長)経過措置は対象者の負担を段階的に引き上げることが目的であるため、より金額が高い簡易水道料金をすぐに廃止し、し尿・浄化槽汚泥等処理手数料は経過措置を行うことは基準が不明確なのではと疑問に感じる。し尿・浄化槽汚泥等処理手数料も4月1日からの減免廃止で良いのではないか。
- (地域経済政策課長)簡易水道料金はすでに一部減免となっていることも理由である。
- (津久井土木事務所長)定額制のエリアは使用料の50%、従量制のエリアは基本料金がすでに減免となっていることから、すでに経過措置が実施されていると捉えることができるという判断である。

【その他意見等について】

- (総務法制課長)対象者には中国残留邦人も含まれるため、生活保護世帯のみであると誤解のないよう「等」を記載することが望ましい。し尿・浄化槽汚泥等処理手数料についても、同省に照会のうえ回答を得ている点を背景に含めるよう記載を修正した方が良い。
- (経営監視課長)し尿・浄化槽汚泥等処理手数料も当初から議論されていたのであれば、事案調書の経過に記載した方がよい。
- (廃棄物政策課)これまでの関係会議に当課も参画し、課題として認識していた。

≪原案を一部修正し、上部会議に付議する。≫

下水道使用料、簡易水道料金及びし尿・浄化槽汚泥等処理手数料 に係る生活保護世帯等減免制度の見直しについて

目 次

I 事案の概要について	… P2-4
II 制度見直しにおける課題	… P5
III 減免制度の状況	… P6・7
IV 減免制度を廃止するまでの流れ	… P8・9

令和6年10月16日 下水道料金課・津久井土木事務所・廃棄物政策課

I 事案の概要について

1 生活保護費等との二重措置

□「社会保障審議会生活保護基準部会報告書」(R4.12)

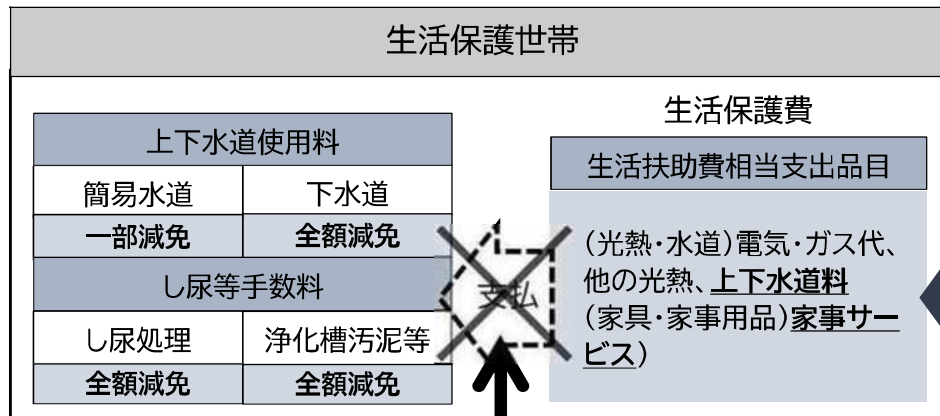
Ⅲ 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

(1)生活扶助相当支出品目

(光熱・水道) 電気代、ガス代、他の光熱、**上下水道料**
(家具・家事用品) **家事サービス**(清掃代)

令和4年12月に、厚生労働省所管の社会保障審議会生活保護基準部会の報告書において、生活保護世帯の生活扶助基準に、上下水道料が明記された。

厚生労働省社会・援護局保護課から、「**家事サービス**」に**し尿及び浄化槽汚泥等処理手数料**が含まれるとの回答あり



生活保護費について、生活扶助費相当として受給している上下水道料、し尿等手数料分が、減免制度で支払が免除されている状況である。

* 県営水道料金については、平成27年4月に生活保護世帯に対する減免制度を廃止

重複

I 事案の概要について

2 制度見直しの目的

目 的	内 容
二重措置の解消による受益と負担の適正化	使用料等は、生活保護費等に含めて支給しているため、使用量に応じた額を徴収する
一般会計からの繰入予算の軽減 (下水道使用料・簡易水道料金)	年間約1億900万円の減

I 事案の概要について

3 関係法令での位置付け

(事例)公共下水道使用料に係る規定

相模原市公共下水道使用料徴収条例（昭和53年12月20日条例第33号）

（使用料の減免）

第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

相模原市公共下水道使用料徴収条例施行規則（昭和54年6月20日規則第33号）

（使用料の減免）

第11条 条例第7条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。

(1)使用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付※を受けているとき。全額を免除

※当該法律において、支援給付の実施については生活保護法の規定の例によるものとされている。

R4.12 厚生労働省所管の社会保障審議会生活保護基準部会の報告書において、生活保護世帯の生活扶助基準に、下水道使用料が明記された

II 制度見直しにおける課題

1 課題と対応方策

課 題	<ul style="list-style-type: none">・生活保護世帯の負担感の増加 (二重措置ではあるものの、受給者としては直接的な負担増となる)
対 策	<ul style="list-style-type: none">・経過措置を適用する・経過措置の期間は、半年以上設ける ただし、簡易水道については、現行制度が一部減免であることを勘案し 経過措置は行わない
補 足	<ul style="list-style-type: none">・生活保護世帯(既得権者)に対して、十分な周知を行う (1例) 制度変更のお知らせに併せて「公共下水道使用料のしおり」を配布することで、使用料徴収への理解や節水意識の向上につなげる

Ⅲ 減免制度の状況

1 減免実績

生活保護世帯等に対して、次のとおり減免措置を行い、下水道使用料及び簡易水道料金に係る減免措置の財源は、福祉施策の観点から一般会計から企業会計への繰入金としている

対象	生活保護世帯 及び 中国残留邦人等生活支援給付世帯		令和5年度実績	
減免内容	下水道使用料	全額を減免 (基本+従量料金)	繰入金	8,071世帯*1*2 約108,600千円
	簡易水道料金	・青根は使用料の50% ・藤野は基本料金を減免		4世帯 約44千円
	し尿処理手数料	全額減免		54世帯 約319千円
	浄化槽汚泥等 処理手数料	全額減免		19世帯 約258千円
				約1億1,000万円

→ 次ページ
に内訳

*1 公共下水道使用料(8,066世帯)のほか、農業集落排水処理施設使用料(該当無)、市設置高度処理型浄化槽使用料(5世帯約6万円)を含む

*2 他市で生活保護世帯の認定を受けている転入者(約80世帯)を含む

Ⅲ 減免制度の状況

2 下水道使用料の排水量別減免対象者数

○公共下水道使用料の生活保護減免世帯等の排水量と使用料の内訳

(令和5年度) **8,066世帯** 約108,540千円

料金区分	排水量(2か月)	使用料(2か月)			割合%	世帯概数
		従量分	基本額	合計		
基本額	0-16 ^m	—	1,509円	1,509円	58.4	4,712世帯
基本額 + 従量分	17-30 ^m	104円 ~1,463円	1,509円	1,613円 ~2,972円	27.0	2,179世帯
	31-40 ^m	1,573円 ~2,563円		3,082円 ~4,072円	6.8	550世帯
	41-60 ^m	2,690円 ~5,115円		4,199円 ~6,624円	5.8	468世帯
	61-100 ^m	5,253円 ~10,659円		6,762円 12,168円	1.8	140世帯
	101 ^m 以上	10,827円 以上		12,336円 以上	0.2	17世帯
				100	8,066世帯	

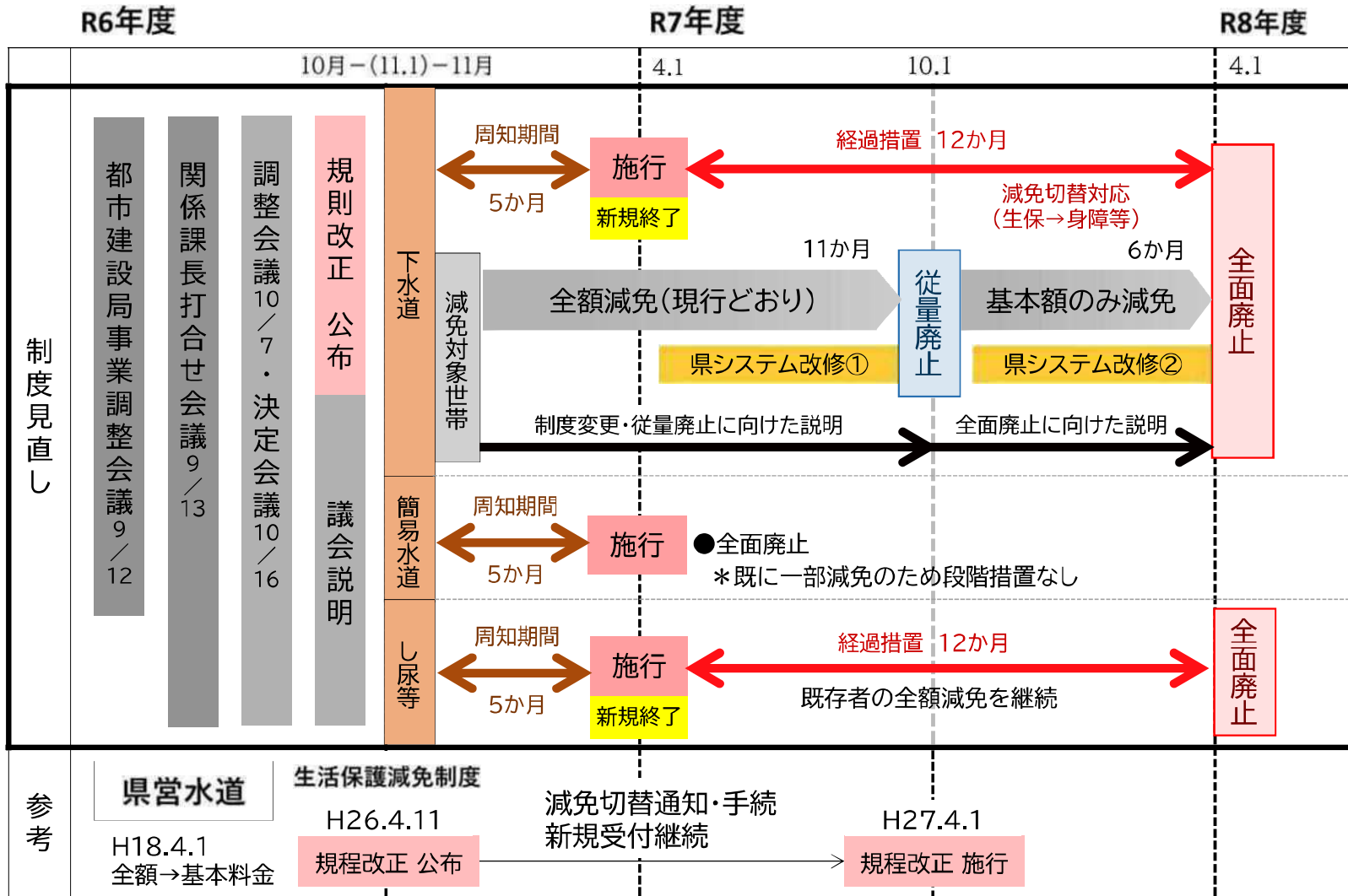
約85%
排水量30^m以下の世帯
(目安として1~2人世帯)
(参考)世帯人数別平均排水量

世帯人数	平均排水量(2か月)
1人	16.2 ^m
2人	29.8 ^m
3人	39.8 ^m
4人	46.2 ^m
5人	55.6 ^m
6人以上	68.2 ^m

出典:R2生活用水実態調査
(東京都)

IV 減免制度を廃止するまでの流れ

1 経過措置



IV 減免制度を廃止するまでの流れ

2 経過措置における繰入金の軽減額

○下水道使用料及び簡易水道料金の制度廃止に係る各年度の繰入軽減額(想定)

*R5実績額から算出

区 分		令和7年度		令和8年度以降 全面廃止
		上半期	下半期(従量廃止)	
下水道使用料	基本料金分	全額減免	減免	73,029千円
	従量料金分		17,785千円 (35,571千円/年)	35,571千円
簡易水道料金		44千円		44千円
合計額(概数)		約1,800万円		約1億900万円

(留意事項)下水道使用料の経過措置について

令和7年10月の一部減免から令和8年4月の完全施行までの期間に生じる基本料金分の減免措置については、現行どおり、一般会計からの繰入金を財源とする。

(様式2)

事案調書(決定会議)

審議日 令和6年10月16日

案件名	青野原診療所及び藤野診療所の管理運営について							
所管	健康福祉	局区	保健衛生	部	医療政策	課	担当者	内線

事案概要	
<p>本年2月に策定した「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針」に基づき、診療所の再編を進めていくにあたって診療所の管理運営の方向性を検討した結果、新たな指定管理期間が始まる令和8年度から、市立青野原診療所及び市立藤野診療所を国民健康保険青野原診療所及び国民健康保険藤野診療所とすることについて諮るもの。</p>	

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度から、市立青野原診療所及び市立藤野診療所を国民健康保険青野原診療所及び国民健康保険藤野診療所とすることについて 令和8年度から、国民健康保険診療所に指定管理者制度を導入すること及び募集形態について
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	中山間地域における持続可能な医療提供体制の確保					
	効果測定指標	診療所の再編に向けた取組が進んでいる			施策番号	8、10、11、46	
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標			4月国保診療所へ移行 (青野原・藤野)			

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施内容	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	12月 民生部会 R6.12～パブリックコメント 2月 条例改正議案提出	次期指定管理者選定					
			次期指定管理期間(5年間)				
			●青野原、藤野 国保診療所化		●千木良を内郷へ統合		●日連を藤野へ統合 (令和10年度を目途)

○事業経費・財源		(千円)								
項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
事業費(費)		66,664	70,727							
うち任意分										
特財										
国、県支出金										
地方債										
その他										
一般財源		66,664	70,727							
うち任意分										
捻出する財源※2										
一般財源拠出見込額		66,664	70,727							
元利償還金(交付税措置分を除く)										
捻出する財源概要	新たに国民健康保険の助成(保健事業、施設整備費等)の活用を検討できるようになる。									
税源涵養(事業の税収効果)										
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)								
項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
実施に係る人工	A									
局内で捻出する人工※	B									
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0		
局内で捻出する人工概要										
SDGs 関連ゴールに○										
			○							
										
			○							
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和7年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供		
	パブリックコメント	あり		時期	令和6年12月	議会への情報提供	部会	令和6年12月		
事前調整、検討経過等										
調整部局名等		調整内容・結果								
政策課		審議事項及び進め方について(調整済み)								
経営監理課		次期指定管理について(非公募を継続)、改正条文【調整中】								
総務法制課		条例改正の時期について(本年度及びR8年度中を予定)、改正条文【調整中】								
人事・給与課		市看護職の配置想定について(直営診療所での雇用継続が可能)								
財政課		国保診療所への移行に伴う財政的な影響について(影響なし)								
サウンディング型市場調査		「国保青根診療所及び市立3診療所の指定管理について」(6~8月) 対話参加3団体								
中山間地域医療検討会		第3回(令和6年9月3日)にて説明済み								
相模原市保健医療審議会		第1回(令和6年9月9日)にて説明済み								
相模原市国民健康保険運営協議会		令和6年度第1回(令和6年8月22日)で説明、第2回(10月3日)に諮問、同日に答申								
備考	関係課長打合せ会議(令和6年5月10日、8月19日)									
	政策課、経営監理課、総務法制課、人事・給与課、財政課、国保年金課、健康福祉総務室、地域保健課、緑区役所区政策課									

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の</p>	<p>【診療所の再編について】 ○(政策課長)千木良診療所の廃止は決定事項であり、今回の審議事項ではないという整理でよいか。 →(地域医療対策室長)中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針の中で示しており、決定事項である。 ○(財政課長)日連診療所の廃止は決定事項か。 →(医療政策課長)中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針の中で示しており、決定事項であるが、基本方針上の表現と合わせ、資料の表記を修正する。千木良診療所の表記もあわせて修正する。 ○(総務法制課長)資料5ページ上で日連診療所が廃止になることが示されていないため、資料を修正いただきたい。</p>
<p>主な議論 (10/8)</p>	<p>【管理運営手法について】 ○(総務法制課長)指定管理者の選定にあたり、公募とするか非公募とするかについては審議事項に含めなくてよいか。 →(政策課長)非公募以外の方法を考えていないのであれば、ここで説明いただき、審議事項に含めてもよい。 →(地域医療対策室長)サウンディング型市場調査における主な意見は参考資料のとおりである。診療所の運営に当たっては地域の医療機関との連携が重要であり、公募により、一から地域を知り連携体制を作らなければならない状況が生じることは、特に診療所の再編を進める時期において、安定的な運営へのリスクになると考える。医療機関の指定管理は全国的にも非公募で行われており、3つの診療所を運営する体制を確実に確保するためには、非公募とし、個別に事業者にあたっていく方がよいと考えたものである。 →(政策課長)事案調書の審議事項に「募集形態について」を加え、説明資料にも追加いただきたい。 ○(緑区政策課長)同じ国保診療所の中で、直営と指定管理と混在する形となるが、問題ないのか。 →(医療政策課長)常勤の医師と看護師が確保できている診療所をあえて指定管理とする必要はなく、各診療所が独立して運営している状況であるため、運営方法が違うことによる影響はないと考えている。 →(財政課長)指定管理に統一していく考えはないということか。 →(地域医療対策室長)直営の内郷診療所の医師には長く勤務いただいているが、指定管理とした場合、期間で区切っていくことになるので、同じ医師を長期的に雇用する運営が難しいと考えている。地域としては長期的に勤務する医師が望ましいという考えもあることから、すべてを指定管理にすることが良いとは考えていない。まだ目途が立っていない状況であるが、令和10年度に内郷診療所の医師が定年を迎える状況などを踏まえ、相模原市地域医療医師修学資金貸付制度などの医師の確保策や運営方法についての方向を定める必要があると考えている。</p> <p>【予算について】 ○(財政課長)令和6年度と令和7年度の予算は同額なのか。 →(地域医療対策室長)協定で定めており、額は異なる。 →(財政課長)事案調書に記載いただきたい。</p>

決定会議 資料
令和6年10月16日

青野原診療所及び藤野診療所の管理運営について

医療政策課 地域医療対策室

1. 診療所の運営の概況

診療所名	市立診療所			国保診療所		
	青野原	千木良	藤野	青根	内郷	日連
経過等	指定都市移行に伴い3つの県立診療所が市へ移管されたもの			旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町との合併に伴い3つの町立診療所が市へ移管されたもの		
設置根拠	相模原市立診療所条例			相模原市国民健康保険診療所条例		
管理運営	指定管理者が管理運営 【指定管理期間】令和3～7年度			市が直接、管理運営		
開所日	火～土 (祝休日・年末年始除く)			月・水・金 (同左)	月・火・木・金 (同左)	月～金 (同左)
診療時間	9:00～12:00 13:00～17:00			9:00～12:00 13:00～17:00	9:00～12:00 15:00～18:00	9:00～12:00 13:00～17:00
診療科目	内科 小児科 外科			内科 小児科 外科	内科、小児科 外科、胃腸科 整形外科	内科 小児科

➡ 設置根拠（条例）や管理運営手法等が異なる施設の統廃合を進める必要がある。

2. 市立診療所と国保診療所の比較

市立診療所	国保診療所
<ul style="list-style-type: none">・ 地方交付税や国の医療政策的助成（医療施設・設備等整備費等）の対象となる。	<ul style="list-style-type: none">・ 地方交付税や国の医療政策的助成の対象となるほか、<u>国民健康保険の助成（保健事業、施設整備費等）</u>が受けられる。・ 全国国民健康保険診療施設協議会（国診協）を通じた<u>人材育成等に関する各種研修への参加や医師・看護師確保対策の活用</u>が可能となる。

- ➡ 国保診療所のほうがメリットが多いことから
青野原及び藤野は、令和8年度から国保診療所に変更
※千木良は、診療所の再編（内郷へ統合）まで、市立診療所のままとする

3. 令和8年度からの管理運営の方向性（案）

① 診療所の設置根拠（条例） … 市立診療所か 国保診療所か

- ・ 青野原及び藤野は、令和8年度から国保診療所に変更する
 - ※ 現在の指定管理期間が、令和7年度までであるため
- ・ 千木良は、診療所の再編まで、市立診療所のままとする
 - ※ 残存期間（1年間）を考慮し、市立診療所として継続することが妥当と考える

② 診療所の管理運営手法 … 指定管理か 直営か

- ・ 現状から変更なし（指定管理と直営が併存）
 - ※ 医療従事者の確保状況を踏まえ、変更しないことが妥当と考える
 - ※ 診療所の再編が進む時期において、診療所を安定的に運営できる体制の確保が必要
 - ※ 将来的には医師確保の在り方を含め、改めて管理運営手法を検討する必要があるため、一部の診療所は直営として管理運営に関するノウハウを維持したい



市立診療所から国保診療所に変更となる施設（青野原・藤野）においても指定管理者による管理運営が行えるよう、条例を改正するなどの対応が必要。 3

4. 指定管理者の募集形態

- 市立診療所については、これまで指定管理者を非公募により選考

【参考：非公募の条件（相模原市指定管理者制度運用ガイドラインから抜粋）】

- ・ 特定の施策を推進するに当たり、施設の設置目的と同様の目的をもって設立された団体等、条例上の制限を設けて候補団体を募集又は指定することのほうが効果的であると判断される場合

- 今年度、サウンディング型市場調査を実施して公募の可能性を検討
 - 利用の状況を鑑み、診療所再編の時期に安定した指定管理者を確保するためには、非公募による候補者選定が必要

➡ 従前どおり、募集形態は「非公募」とする。

5. 条例改正等の主な内容

○ 相模原市国民健康保険診療所条例(改正)

- (1)令和8年度から青野原と藤野を国保診療所として位置付けたうえで、2診療所を指定管理者による管理(非公募)とする旨を規定 ※ 青根・内郷・日連は、引き続き直営で管理
- (2)管理の基準(休診日、診療時間)を規定 ※ これまでは規則で定めていたもの
- (3)指定管理者の指定の手續 及び 業務の範囲を規定

○ 相模原市立診療所条例(改正・廃止)

- (1)令和7年度末で青野原、藤野を削除 ※ 令和8年度から国保診療所とするため
- (2)令和8年度末で条例を廃止 ※ 千木良を内郷へ統合するため

6. 診療所の運営の概況（変更後）

	市立診療所	国保診療所				
診療所名	千木良	青野原	藤野	青根	内郷	日連
設置根拠	相模原市立診療所条例	相模原市国民健康保険診療所条例		相模原市国民健康保険診療所条例		
管理運営	指定管理者が管理運営 【指定管理期間】令和8～12年度 ※千木良は、令和9年度から内郷へ統合			市が直接、管理運営 ※日連は、令和10年度から藤野へ統合		
開所日	火～土 (祝休日・年末年始除く)	火～土 (同左)		月・水・金 (同左)	月・火・木・金 (同左)	月～金 (同左)
診療時間	9:00～12:00 13:00～17:00	9:00～12:00 13:00～17:00		9:00～12:00 13:00～17:00	9:00～12:00 15:00～18:00	9:00～12:00 13:00～17:00
診療科目	内科 小児科 外科	内科 小児科 外科		内科 小児科 外科	内科、小児科 外科、胃腸科 整形外科	内科 小児科 外科

7. 中山間地域医療検討会への説明状況

9月3日 第3回 中山間地域医療検討会

設置目的	津久井地区、相模湖地区及び藤野地区(以下「中山間地域」という。)の持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を推進するため、中山間地域の住民や、医療・介護に関わる団体の代表者等が意見交換を行う
出席委員数	13名(15名中)
主な意見等	<ul style="list-style-type: none">○ 青野原診療所と藤野診療所が、市立診療所から国保診療所に変更されることにより、市の関わりが減ってしまうということはあるか。住民が不安になるようなことがなければ良いが。 → (事務局) 管理運営の仕方は変わらないので、市の関わりが減るということはない。○ 承知した。患者や診療所のスタッフにも理解されたうえで変更となれば良いと思う。○ 国保診療所のほうがメリットがあるとの説明であったが、デメリットはないのか。 → (事務局) デメリットはないものと承知している。

8. 相模原市保健医療審議会への説明状況

9月9日 第1回 相模原市保健医療審議会

設置目的	保健医療計画及び保健医療に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するとともに、当該計画に基づく施策の実施状況について意見を建議する
出席委員数	23名（26名中）
主な意見等	○ 東京の離島地域においても、同じように国民健康保険診療所に移行した事例がある。国民健康保険診療所のほうが補助金が受けやすく、医師・看護師を含む職員の研修プログラムが充実しており、他の山間地域との意見交換の場もあると聞いているので、移行したほうが良いと思う。

9. 相模原市国民健康保険運営協議会への説明 及び 諮問・答申の状況

8月22日 令和6年度 第1回 相模原市国民健康保険運営協議会（説明）

設置目的	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議し、答申する
出席委員数	10名（12名中）
主な意見等	○ 診療所の再編により、1つの診療所において医師が複数名の体制となることは良いと考えるが、地元の説明会などで反対の声はあったのか。 →（事務局）署名が集まるなど、反対の声は多くあったが、より多くの方が受診できる機会を確保していきたいという市の考えを伝えてきたところ。

10月3日 令和6年度 第2回 相模原市国民健康保険運営協議会（諮問・答申）

諮問事項	相模原市立青野原診療所及び藤野診療所を国民健康保険診療所とすることについて
出席委員数	9名（12名中）
主な意見等	○ 2つの診療所を国保診療所とすることによる保険税への影響はあるか。また、既存の診療所利用者への影響はあるか。 →（事務局）診療所の運営に必要な財源は、診療報酬や一般財源からの繰入金であり、保険税への影響は見込まれない。また、市立でも国保でも、診療所としての機能は変わらないため、利用者への影響も見込まれない。
答申の内容	妥当である

10. 今後のスケジュール（予定）①

R 6 1 2月 民生部会

パブリックコメント

2月 条例改正の議案を市議会に提出

R 7 次期指定管理者選考（令和8～12年度の5年間）

R 8 4月 国保診療所へ移行（青野原診療所 及び 藤野診療所）

R 9 4月 千木良診療所を内郷診療所へ統合

R10 日連診療所を藤野診療所へ統合

10. 今後のスケジュール（予定）②

	現指定管理期間 (R3~R7)			次期指定管理期間 (R8~R12)					
	R 6	R 7		R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
指定管理者制度(指)	サウンディング型市場調査	指定管理者選考	指定管理者制度(指)			サウンディング型市場調査		指定管理者選考	
(国・直) 青根	診療日数 週5→週3		(国・直) 青根					看護師(正規) 定年	
(市・指) 青野原	条例改正 (R8~国保化)		(国・指) 青野原				R13以降の		
(国・直) 内郷			(国・直) 内郷	施設修繕、 条例改正 (R9診療日変更)	医師2人体制開始	医師(正規) 定年	管理運営の 方向性決定		
(市・指) 千木良	条例改正 (R9から内郷へ)	跡地利用の検討を開始	(市・指) 千木良		閉院		※条例改正を 伴うと想定		
(国・直) 日連			(国・直) 日連	条例改正 (R10から藤野へ) (R10診療日変更) ※再整備を考慮		閉院			
(市・指) 藤野	条例改正 (R8~国保化)	再整備基本計画策定	(国・指) 藤野		再整備工事	再整備後の施設で医師2人体制			

令和6年10月16日

1 下水道使用料、簡易水道料金及びし尿・浄化槽汚泥等処理手数料に係る生活保護世帯等減免制度の見直しについて

【都市建設局 下水道料金課、津久井土木事務所】

【環境経済局 廃棄物政策課】

(1) 主な意見等

- (市長公室長) 減免制度の見直しについて、通常は、法改正や基準変更に伴う見直しの提案となるが、今回は、厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会報告書が根拠となっている。その根拠について説明いただきたい。
 - (下水道料金課長) 本事案は、平成25年度から廃止について検討を重ねてきたものであり、当時より厚生労働省から口頭では生活保護費の光熱水費中に下水道使用料は含まれているという回答を得ていた。しかし、それだけでは根拠が弱いという意見もあり、これまで見直しに至らなかった。今回、厚生労働省の報告書に「上下水道料」が明記されたことから、二重措置の解消を図ってまいりたい。なお、他の市町村においても、減免廃止の際は、二重措置を理由に廃止しているところが多い。
 - (市長公室長) 今回、規則改正となるが、総務法制課としてもよろしいのか。
 - (総務法制課長) あくまでも厚生労働省の報告書見解を踏まえてということで、政策決定するというものである。
- (財政局長) 神奈川県システムの改修が必要なのか。
 - (下水道料金課長) 下水道使用料は、県に委託して上下水道料金を一括徴収しており、徴収に係るシステムは県のシステムを使用している。そのため、減免廃止は県のシステム改修が必要であり、県企業庁に依頼するため時間を要する。
 - (財政局長) 一度に改修することはできないのか。段階を踏む必要があるのか。
 - (下水道料金課長) 現状では全額免除としているが、まず基本額の改修を行い、その後に全面廃止ということとなり、神奈川県からは2段階での改修が必要と示されている。また、改修については、それぞれの段階でおよそ半年程度かかる見込みである。
- (財政局長) 簡易水道料金については、令和7年4月1日付で全面廃止か。
 - (津久井土木事務所長) そのとおりである。現在、2種類の料金体系となっており、青根地区については定額制、藤野地区については従量制となっている。減免については、青根地区は料金の50%であり、藤野地区は基本額の100%免除となっており、既に段階を踏んでいる状況であることから、同日付で減免廃止とする。また、同時に県の料金体系と合わせる予定である。県は平成27年度から生保保護世帯の減免を廃止しており、そこに合わせるように対応する。
- (財政局長) し尿処理手数料及び浄化槽汚泥等処理手数料について、1年先送りする理由は何か。
 - (廃棄物政策課長) 階段方式ではなく1つの料金体系であり、施行は令和7年4月であるが、利用者に対する制度説明や激変緩和措置という考えから1年間の経過措置を設ける。
 - (財政局長) 徴収するか全額減免するかという考えに対し、激変緩和措置という考え方は正しいのか。
 - (廃棄物政策課長) 既存の生活保護受給者の生活設計が変わることから、経過措置の期間を設ける必要があると考えている。
 - (財政局長) 簡易水道料金と異なる措置をする理由が不明である。簡易水道料金は令和7年4月1日付で廃止とする。また、下水道料金は県のシステム改修に伴うためであるが、し尿処理手数料等はなぜ1年間という期間を設定したのか。
 - (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 一定の周知期間が必要ということと、全面廃止のタイミングを合わせた方がよいのではないかとということで時期を決めている。

- (財政局長) 周知期間が5か月間あり、施行後に経過措置が1年間も必要なのか。全額徴収するか全額免除するかであり、段階的な経過措置ではない。
- (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 新規受給者は令和7年3月末に終了する。
- (財政局長) その場合、令和7年度中の新規は徴収し、既存は減免することをどのように周知するのか。
- (廃棄物政策課長) 新規受給者に対しては丁寧に説明する。
- (財政局長) 5か月の周知期間があれば、そこでタイミングを合わせても良いのではないか。令和7年度の1年間の中で、2段階で考えるというなら激変緩和措置として理解できるが、生活保護世帯の中に徴収対象者と非対象者が分かれてしまうことはどう捉えているのか。
- (廃棄物政策課長) 確かに生活保護受給者の中で、減免の有無について差異は生じるが、新規受給者に対しては、減免が無いということを前提に生活設計をしていただく。既存の受給者は、現在も生活保護費に対象費用が含まれているとは言いつつも、これまでの生活設計を変更することによる新たな負担が生じる。そこに対しては配慮が必要であり、経過措置を設けて準備をしていただく必要があるだろうと判断した。
- (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 我々が懸念しているのは、浄化槽清掃は年に何度も行うものではない。浄化槽汚泥を処理する際に料金を徴収するものであり、それなりの周知期間を設けなければ、実際にその負担の状況が伝わらないだろうと考えた。
- (財政局長) 対象件数は少なく、丁寧に個別説明すれば良いのではないか。
- (市長公室長) 対象者数はどれぐらいか。
- (廃棄物政策課長) 浄化槽汚泥等が19世帯で、し尿処理が54世帯である。
- (財政局長) 下水道は対象が多く、県システムの改修があるためやむを得ないが、こちらは対象数も少ない上、5か月の周知期間がありながら、更に1年間の周知を必要とするのか。簡易水道料金は令和7年4月1日付で廃止する中で、期間の不一致について理解できない。
- (廃棄物政策課長) 生活保護世帯の方に対しては、丁寧な対応も必要というところが一番の理由である。
- (財政局長) 周知に1年以上かけるという前例にならないか懸念される。
- (総合政策・地方創生担当部長) 下水道使用料は、生活保護減免から障害者減免に切り替えるなど手続が見込まれるが、し尿処理手数料についてはいかがか。
- (廃棄物政策課長) そのような減免制度はない。条例では、市長が認めるときには減免することができるという規定であり、規則の中で、減免の個別対象者を定めているが、生活保護及び中国残留邦人以外の特定資格に対する減免制度というものはない。
- (総合政策・地方創生担当部長) 障害者の減免制度については議論していないのか。
- (廃棄物政策課長) 減免対象とはなっておらず議論していない。
- (市長公室長) 対象世帯に対し、丁寧な説明に努めることとされたい。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

2 青野原診療所及び藤野診療所の管理運営について

【健康福祉局 医療政策課】

(1) 主な意見等

- （財政局長）今回の条例改正の内容はどこまでか。日連診療所の藤野診療所への統合は含まれるのか。
 - （地域医療対策室長）日連診療所の藤野診療所への統合については含まれていない。藤野診療所は狭く、また、老朽化していることから、再整備の方法について検討しているところであり、施設を用意できる見通しがないうまま改正手続を進めることはできないため、令和8年度に改めて条例改正を行う予定である。
 - （財政局長）再整備の方法など課題がある中で、今回の審議事項に含まれていない日連診療所の藤野診療所への統合について記載する必要はないのではないか。
 - （総務法制課長）日連診療所の話は審議会でこれまで何度も取り上げられており、地域からも意見をいただいている。審議事項ではないものの、全体像が分かりやすいと考え、調整会議時に資料への追加をお願いしたものである。
 - （地域医療対策室長）日連診療所はこのタイミングで改正しないのかという質問が出るのが想定されるので、示しておいた方が良いと考える。
- （市長公室長）サウンディング型市場調査はすでに終えているのか。
 - （地域医療対策室長）8月に終えており、その結果をもって、非公募が妥当と考えたものである。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。